

各種手当・助成

令和7年度版

児童手当		出産育児一時金		ゆざっ子誕生祝金	
● 対象 0歳から高校生年代までの児童を養育しての方(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	● 支給額 3歳未満… 15,000円／月 (第3子以降は 30,000円) 3歳以上高校生年代まで… 10,000円／月 (第3子以降は 30,000円)	● 対象 妊娠85日以上 (妊娠4ヶ月)で出産した方 ● 支給額 1児につき 500,000円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合 488,000円)	○ 問い合わせ * 国保加入者…国民健康保険係 * 健康保険加入者…各健康保険組合	● 対象 町民として誕生した子の養育者 ※子が生まれてから1年以上町内に定住する意思のある方 ● 支給額 第1子・第2子 100,000円 第3子以降 200,000円 ● 受取 出生届時に申請していただき窓口で現金支給	
● 支払い 年6回(2・4・6・8・10・12月)	○ 問い合わせ 子育て支援係	すぐすぐゆざっ子支援金	子育て世帯移住奨励金	○ 問い合わせ 子育て支援係	心身障がい児養育手当
● 対象 0歳から3歳までの児童の保護者 ● 支給額 児童1人につき15,000円／月 ● 支払い 年3回(4・8・12月)	● 対象 0歳から中学3年生までの児童を養育する移住者世帯 ・町税の滞納がないこと ※5年以上町内に居住する意思のある方 ● 支給額 児童1人につき15,000円／月 (最長3年) ● 支払い 年4回(4・7・10・1月) ◆ 規格外の転出時は返還していただきます	● 対象 20歳未満の障がい児を養育している保護者 ※特別児童扶養手当の認定を受けた方 ● 支給額 3,000円／月 ● 支払い 年2(9・3月)			
○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	ひとり親家庭家賃助成
特別児童扶養手当		障害児福祉手当		○ 問い合わせ 子育て支援係	ひとり親家庭等医療証
● 対象 精神や身体に障害のある20歳未満の児童を養育されている方(月額は毎年見直されます) ※子どもが20歳になる月まで支給されます(※他、所得額一定額を超える方は支給対象外)	● 対象 精神や身体の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児(※他、障害年金受給者・所得が一定額を超える方は対象外) ● 支給額 1級… 56,800円／月 2級… 37,830円／月 ● 支払い 年3回(4・8・12月)	● 対象 小学校～高校生までの児童の保護者のうち、基準日において町の住民基本台帳等に記録されている者 ※基準日：6月30日又は12月31日 ● 支給額 児童1人につき50,000円／年	● 対象 18歳までの子どもがいるひとり親の名義で賃貸借契約した住居に住み所得が児童扶養手当支給限度範囲内にある方 ・町税の滞納がないこと ・勤務先から家賃補助がないこと ● 助成額 家賃月額1/4(上限10,000円)を助成 ● 支払い 年3回(8・12・4月)	○ 問い合わせ 子育て支援係	ひとり親家庭等医療証
○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	ベビー／チャイルドシートレンタル
児童扶養手当		ひとり親家庭等教育応援手当		○ 問い合わせ 子育て支援係	● 対象 所得税非課税で次に該当する方 ・配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ・父または母が身体又は精神に一定の障がいがある場合 ・父母のいない18歳以下の児童 ◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)
● 対象 両親の離婚等により父又は母と生計を共にしない児童、もしくは父又は母の代わりに児童を養育している方(所得制限あり)	● 支給額	● 対象 小学校～高校生までの児童の保護者のうち、基準日において町の住民基本台帳等に記録されている者 ※基準日：6月30日又は12月31日 ● 支給額 児童1人につき50,000円／年	● 対象 ベビーシート：生後12ヶ月以内 チャイルドシート：4歳以下 ジュニアシート：学童(～36kg以下)	○ 問い合わせ 子育て支援係	● 費用 無料 ● 期間 最長6ヶ月 ● 手続き 免許証をお持ちの上、子育て支援係窓口まで
○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	○ 問い合わせ 子育て支援係	<問い合わせ>
子育て支援医療証		重度心身障がい(児)者医療証		○ 問い合わせ 子育て支援係	
● 対象 町内に住所を有する0歳～18歳※中学校卒業～18歳で進学を理由に町外に住所を移した場合でも保護者の別居監護とみなされる場合は対象 ◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)	● 対象 身体障害者手帳(1・2級) 療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳1級・障害年金1級などを保持する方(※所得制限有り) ◆ 所得税 課税… 一部負担金有 ◆ 所得税非課税…一部負担金無 ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)	● 対象 ベビーシート：生後12ヶ月以内 チャイルドシート：4歳以下 ジュニアシート：学童(～36kg以下)	● 対象 ベビーシート：生後12ヶ月以内 チャイルドシート：4歳以下 ジュニアシート：学童(～36kg以下)	○ 問い合わせ 子育て支援係	
○ 問い合わせ 国民健康保険係	○ 問い合わせ 国民健康保険係	○ 問い合わせ 国民健康保険係	○ 問い合わせ 国民健康保険係	○ 問い合わせ 子育て支援係	
小学校入学祝品の支給		就学支援		○ 問い合わせ 子育て支援係	
● 内容 黄色い帽子(教育委員会) ランドセル(社会福祉協議会) (※ランドセルはひとり親家庭対象)	① 準要保護就学援助費制度 対象：経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭 ※所得制限等の支給要件あり ② 特別支援教育就学奨励費制度 対象：特別支援学級に就学する児童生徒の保護者 ◆ 内容：小中学校の給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給	● 健康福祉課 子育て支援係 TEL 72-5897 ● 健康福祉課 福祉係 TEL 72-5884 ● 健康福祉課 国民健康保険係 TEL 72-5875 ● 教育課 総務学事係 TEL 72-5891 ● 遊佐町社会福祉協議会 TEL 72-4715	○ 問い合わせ 教育課 総務学事係	○ 問い合わせ 教育課 総務学事係	
○ 問い合わせ ・黄色い帽子…教育課 総務学事係 ・ランドセル… 遊佐町社会福祉協議会		発行 遊佐町役場 健康福祉課		子育て支援係	